

役員報酬規程を次のように定める。

平成 21 年 6 月 30 日

役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、綜合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 48 条において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 52 条の規定に基づき、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については俸給、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支給定日)

第 3 条 役員の報酬（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給定日は、毎月 16 日（その日が職員就業規則（平成 18 年規程第 13 号）第 35 条の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日。）とする。

(俸給)

第 4 条 常勤役員の俸給月額、次のとおりとする。

理事長 902,100 円

理 事 803,500 円

(地域手当)

第 5 条 地域手当は、職員給与規程（平成 18 年規程第 4 号。以下「職員給与規程」という。）第 19 条の規定に準じて、該当する支給地域の割合を乗じて得た額を常勤役員に対し支給する。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、職員給与規程第 25 条第 1 項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額、職員給与規程第 25 条第 2 項から第 5 項までに規定する額とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準じて取り扱うものとする。

(期末手当)

第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額の合計額に、俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給月額及び地域手当の月額100分の20を乗じて得た額を加算した額に、理事長が、国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎として、職員給与規程第38条第2項別表(3)に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

（勤勉手当）

第8条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額の合計額に、俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給月額及び地域手当の月額100分の20を乗じて得た額を加算した額に、日本司法支援センター評価委員会がセンターに対して行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、職員給与規程第39条第2項別表に定める勤務期間別支給割合を乗じて得た額とする。

（期末手当及び勤勉手当の一時差止め）

第9条 期末手当及び勤勉手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」、「期末手当」とあるのは「期末手当及び勤勉手当」と読み替えるものとする。

（月の中で就任又は退任した場合の報酬）

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員に就任当月分の報酬（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。以下同じ。）を支給する場合には、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 2 月の末日以外の日において退職し、又は解任された常勤役員に対する退職当月分の報酬を支給する場合については、前項の規定を準用し支給する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の報酬月額の全額を支給する。

（非常勤役員手当）

第11条 非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。

日額 30,700 円

(端数の取扱い)

第 12 条 この規程の定めによって算出した金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (日本司法支援センター平成 21 年規程第 33 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成 21 年 12 月 1 日から適用する。
(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 3 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の役員報酬規程（以下「改正後の規程」という。）第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。
 - (1) 平成 21 年 4 月 1 日（その日の翌日以降に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額額の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同年 4 月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額
- 4 前項第 1 号に掲げる額又は前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (日本司法支援センター平成 22 年規程第 30 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。
(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 3 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の役員報酬規程（以下「改正後の規程」という。）第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。
 - (1) 平成 22 年 4 月 1 日（その日の翌日以降に新たに役員となった者にあつては、新たに役

員となった日)において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

4 前項第1号に掲げる額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(日本司法支援センター平成22年規程第35号)

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(日本司法支援センター平成24年規程第7号)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の役員報酬規程(以下「改正後の規程」という。)第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。

(1) 平成23年4月1日(その日の翌日以降に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成23年6月及び12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

3 前項第1号に掲げる額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年4月から平成26年3月末に支給される給与に関する特例措置)

4 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

5 特例期間においては、規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 地域手当 俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

(2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

6 この附則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合にお

いて、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（日本司法支援センター平成 27 年規程第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（常勤役員の俸給に関する経過措置）
- 2 前項の施行日の前日から引き続き同一の職にある常勤役員には、平成 30 年 3 月 31 日（当該役員が同日前に離職をした場合にあつては、当該離職をした日）までの間、俸給月額のほか、同項の施行日の前日において受けていた俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
（非常勤役員の手当に関する経過措置）
- 3 第 1 項の施行日の前日から引き続き同一の職にある非常勤役員に対する改正後の規程第 11 条の規定の適用については、平成 30 年 3 月 31 日（当該役員が同日前に離職をした場合にあつては、当該離職をした日）までの間は、同条中「30,700 円」とあるのは、「31,300 円」とする。

附 則（日本司法支援センター平成28年規程第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年 2 月15日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定は、平成28年 2 月 1 日において在職している常勤役員に適用する。